



各 位

2026年5月15日

会社名 豊田合成株式会社
代表者名 取締役社長 齋藤 克巳
(コード番号: 7282 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 法務部長 羽賀 治
(TEL. 052-400-1425)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、2026年6月24日開催予定の当社第103回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社および子会社の事業の現状に即して表現を見直すとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条に定める事業目的の変更を行うものであります。
- (2) 当社は執行役員制度を導入しておりますが、最適かつ機動的な執行体制を適切な時期に構築できるようにすることを目的として、社長および副社長について、取締役だけでなく執行役員からも選定できることをより明確にするために、現行定款第20条の変更を行うものであります。また、これに関連して、株主総会の議長に関する現行定款第13条および代表取締役に関する現行定款第21条の変更、執行役員の選任方法および役割を明確にするための第22条の新設、現行定款第22条以下の繰り下げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 自動車用および各種輸送機器用部品の開発・製造・販売 (2) 産業用機器およびその部品の開発・製造・販売 (3) 家庭用品およびその部品の開発・製造・販売 (4) 住宅機器およびその部品の開発・製造・販売 (5) 医療用・衛生用・介護用機器ならびにそれらの部品の開発・製造・販売 (6) スポーツ用品ならびにヘルスケア機器およびその部品の開発・製造・販売 (7) 半導体・半導体応用製品および電気・電子部品の開発・製造・販売 (8) 情報処理・情報通信・情報提供に関する機器・システムおよびソフトウェアの開発・製造・販売・賃貸	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 自動車用および各種輸送機器用部品の開発・製造・販売 (2) 産業用機器およびその部品の開発・製造・販売 (3) 家庭用品およびその部品の開発・製造・販売 (4) 住宅機器およびその部品の開発・製造・販売 (5) 医療用・衛生用・介護用機器ならびにそれらの部品の開発・製造・販売 (6) スポーツ用品ならびにヘルスケア機器およびその部品の開発・製造・販売 (7) 半導体・半導体応用製品および電気・電子部品の開発・製造・販売 (8) 情報処理・情報通信・情報提供に関する機器・システムおよびソフトウェアの開発・製造・販売・賃貸

現 行 定 款	変 更 案
<p>(9) エネルギー関連機器の開発・製造・販売ならびに各種エネルギーの供給・販売 <<新設>> <<第13号より移設>> <<第14号より移設>></p> <p>(10) 前各号に定める製品・部品の材料・再生材および応用製品の開発・製造・販売</p> <p>(11) 前各号に定める製品・部品の生産設備および金型・治工具の開発・製造・販売</p> <p>(12) 前各号に関するサービス・エンジニアリング・コンサルティング・発明研究およびその利用</p> <p>(13) 運送業、荷役業、倉庫業、工場・ビルメンテナンス業、土木建築業および緑化造園業</p> <p>(14) スポーツチームの運営およびスポーツ施設の運営・管理</p> <p>(15) 前各号に付帯関連する一切の業務・投資</p>	<p>(9) エネルギー関連機器の開発・製造・販売ならびに各種エネルギーの供給・販売</p> <p>(10) 防災製品およびその部品の開発・製造・販売</p> <p>(11) 運送業、荷役業、倉庫業、工場・ビルメンテナンス業、土木建築業、緑化造園業および農業</p> <p>(12) スポーツチームの運営およびスポーツ施設の運営・管理</p> <p>(13) 前各号に関する材料・資材・再生材および応用製品の開発・製造・販売</p> <p>(14) 前各号に関する生産設備および金型・治工具の開発・製造・販売</p> <p>(15) 前各号に関するサービス・エンジニアリング・コンサルティング・発明研究およびその利用 <<第11号に移設>> <<第12号に移設>></p> <p>(16) 前各号に付帯関連する一切の業務・投資</p>
<p>(議 長) 第13条 株主総会の議長は、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれにあたる。</p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長</u>が、いずれも欠員またはさしつかえのあるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序にしたがって、<u>他の取締役</u>がこれにあたる。</p>	<p>(議 長) 第13条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれにあたる。</p> <p>2. <u>社長</u>にさしつかえのあるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序にしたがって、<u>取締役または執行役員</u>がこれにあたる。</p>
<p>(役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長および取締役副社長各若干名</u>を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役等) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から取締役会長1名および取締役副会長若干名</u>を選定することができる。<u>また、取締役会は、その決議によって取締役または執行役員の中から社長1名および副社長若干名</u>を選定することができる。</p>
<p>(代表取締役) 第21条 <u>取締役社長は、会社を代表する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長のほかに前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。</u></p> <p><<新設>></p>	<p>(代表取締役) 第21条 <<第1項削除>> <u>取締役会は、その決議によって取締役の中から会社を代表する取締役を選定する。</u></p> <p>(執行役員) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選定し、業務を分担して執行させることができる。</u></p>
<p>第22条～第36条 <<省略>></p>	<p>第23条～第37条 <<現行どおり>></p>

3. 日程

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2026年6月24日(予定) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2026年6月24日(予定) |

以上